

## 「水戸地方検察庁麻生支部(21)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 【工事の概要】

本工事は、水戸地方検察庁麻生支部(茨城県行方市麻生143)において、多目的便所の新設等の既存室の模様替えに伴う内装改修と、外壁改修や建具改修等を行うものです。

#### (1) 主な工事内容

- ・防水改修 外部建具、外壁目地等のシーリング改修を行う。
- ・外壁改修 タイル張り仕上げ部の浮き部、ひび割れ部の改修を行う。  
クラック等補修の上、外壁仕上塗材の新設を行う。
- ・建具改修 内装改修に伴う建具改修を行う。
- ・塗装改修 内装改修に伴う塗装改修を行う。
- ・内装改修 間仕切壁の変更に伴う内装改修を行う。
- ・環境配慮改修 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法により、庇周りの既存外壁仕上げ材(石綿を含む下地調整材とも)を除去する。

#### (2) 施工時期、施工条件

- ・現場説明書説明事項その2 施工時期、施工時間を参照
- ・石綿除去手順は、A-06 図「環境配慮工事」を参照
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、K-01 図を参照

### ○実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

#### (1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

#### (3) 施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。  
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)
- ・施工数量調査の結果、契約図書と異なる場合は、監督職員と協議の上変更等の措置を講じます。

#### (4) 工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gjyutu/eizen\\_gjyutu00000018.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gjyutu/eizen_gjyutu00000018.html)

#### (5) 週休2日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

#### (6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間(任意着手方式)を設定しています。
- ・工事の始期を令和3年7月15日(工事着手期限)までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

#### (7) 工期に応じた共通費の算定

- ・予定価格の算出にあたり、水戸地方検察庁麻生支部の共通仮設費及び現場管理費については、工事費に対して工期が著しく長期となるため、必要となる費用を積み上げにより加算しています。